

# 介護保険料の第1号被保険者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、申請により「納期限未到来の介護保険料」が「減免」となる可能性があります。（特別徴収の方は、未到来の特別徴収対象年金給付の支払日に年金から引き去りされる介護保険料が対象となります）（減免対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日まで）

### 【減免対象の要件】（①もしくは②に該当する場合）

- ①新型コロナウイルス感染症により、同一世帯内の主たる生計維持者（収入が一番多い者）が死亡、または1か月以上の治療を受けた世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方

#### ※保険料が減免される具体的な要件（次のいずれにも該当する場合）

世帯の主たる生計維持者について

- (a) 令和3年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和2年に比べて3割以上減少する見込みであること
- (b) 合計所得金額（介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する合計所得金額）のうち、収入減少が見込まれる（a）の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

注：令和2年中もしくは令和3年中に「持続化給付金」など各種給付金の支給を受けている方（受ける予定の方）は、収入・所得から各種給付金に係る部分を除いた上で、要件に該当するかを判断してください。減免の申請方法や要件など、御不明な点については、介護保険課までお問い合わせください。

### ○申請書に添付が必要な書類（参考）

- 【死亡・1か月以上治療を受けた証明】
- ・死亡診断書
  - ・診断書

など



#### 【収入額・所得額などを証明する書類（例）】

- ・確定申告書の写し
- ・市民税県民税申告書の写し
- ・源泉徴収票の写し
- ・給与明細書の写し
- ・事業収入等の帳簿書類の写し
- ・廃業等届出書の写し（事業等の廃止の場合）
- ・事業主の証明の写し（事業等の失業の場合） など

### ○令和3年の年間収入額が未確定（見込）でも申請可能です。

なお、見込額で申請される場合、令和4年1月から3月までの間に、令和3年の確定した収入額の報告を求めることがあります。報告時点で「要件を満たさなかった場合」や「報告のない場合」には、遡って減免を取り消すことがあります。

裏面も御確認のうえ、詳細については介護保険課までお問い合わせ下さい。

草津市役所 介護保険課

☎077-561-2369（平日8：30～17：15）

新型コロナワクチン接種に便乗した  
詐欺に御注意ください！！

頭や体を動かしてフレイル（虚弱）  
を予防し、健康寿命をのばそう！！